



JIS規格に適合しないコンクリートが出荷された事案の対応状況について

令和4年7月28日に報道発表を行ったJIS規格に適合しないコンクリートが出荷された事案について、本市では、建築基準法に抵触することとなる建築物を特定し、法適合に向けた対応方針の策定を行い、是正に向けて関係者と協議を進めてまいりました。

この度、特定した18現場20棟の建築物の対応方針および使用する建築物の当面の安全性について、現時点の対応状況についてお知らせいたします。

1 報告状況（令和4年11月14日時点）

(1)各建築物の対応方針について

| | | | |
|------|-----|---|-----|
| 報告済み | 17棟 | (A) <u>必要な改修工事の速やかな実施</u> (基礎の打ち直し等) | 2棟 |
| | | (B) <u>国土交通大臣の認定の取得</u> (建築材料 又は 構造耐力に関する大臣認定) | 15棟 |
| 報告待ち | 3棟 | ・方針は定まっているため、報告を待っている状態 | 1棟 |
| | | ・施工者と所有者とで方針の詳細条件等を調整中 | 2棟 |

※ 報告待ちの建築物については、いずれも工事施工者や所有者等に対して連絡を取っており、必要な情報提供を行いながら報告を求めています。

(2)使用する建築物の当面の安全性の確認について

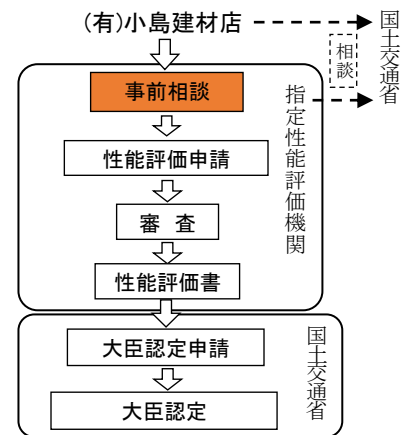
| 「使用中」 または 「使用予定あり」 の建築物 | 確認事項 | 確認結果 |
|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 4棟 | 1. コンクリート強度の確認 2. 目視等による状態の確認 | ・所定の設計強度を満たしている。 ・目視により劣化及び損傷はない。 ※一部の建築物について追加資料を要求 |

※ 当面の安全性の確認について報告があったことから、市として建築物の使用禁止等の命令は行いません。

2 今後の対応について

- 国土交通大臣の認定の取得については、(有)小島建材店から指定性能評価機関に対して事前相談を行っている段階であること、また、事案の特殊性から、国土交通省にも相談を行っており、評価方法等について検討中であることを確認しています。
- 大臣認定取得の進捗状況について、速やかな情報入手に努め、適宜、工事施工者等の関係者に対して情報提供を行ってまいります。
- その他、再発防止策等の検討状況についても、国土交通省へ情報共有を求めてまいります。
- 引き続き、各建築物の進捗確認等を行い、全ての建築物が適法となるよう、関係機関と連携を図りながら対応を進めてまいります。

【大臣認定取得までの流れ】



【問合せ先】

川崎市まちづくり局指導部
建築指導課 関口
電話 044-200-3005